

## 韓国(KR)における特許法改正の件

### ■1. 始めに

韓国の改正特許法は、2014年(今年)6月11日に公布されており、2015年(来年)1月1日に施行されます。権利化などにおいて、実務上、重要な改正点を、ご報告させていただきます。

なお、本報告は送付時点における情報を基にしている点をご了承下さい。ご不明な点等ありましたら、随時お問合せ下さい。

### ■2. 主な改正点

- (1) 出願日認定要件の緩和及び外国語書面出願制度の導入(法 42 条の 2、42 条の 3)
- (2) 外国語特許出願(外国語による国際特許出願)及び外国語書面出願における原文主義の導入(法 42 条の 3 第 6 項、201 条第 6 項、208 条第 3 項)
- (3) 外国語特許出願における韓国語の翻訳文提出期限の延長を導入(法 201 条第 1 項)
- (4) 「明細書」及び「発明の説明」という用語の概念の明確化(法 42 条)
- (5) 特許権の回復要件の緩和(法 81 条の 3 第 3 項)

### ■3. 施行日

(1) につきましては、2015年1月1日以後の特許出願に適用されます。なお、優先権主張を伴った外国語書面出願に関しては、優先日ではなく、「KRにおける現実の出願日」が「2015年1月1日以後となる」特許出願に適用されます。

(2) につきましては、2015年1月1日以後の特許出願(外国語特許出願では、国際出願日が2015年1月1日以後の出願)に適用されます。

(3) につきましては、国際出願日が2015年1月1日以後の出願に適用されます。

(5) につきましては、2014年6月11日以後の特許権回復申請から適用されます。

### ■4. 項目別詳細説明

#### (1) 出願日認定要件の緩和及び外国語書面出願制度の導入(法 42 条の 2、42 条の 3)

従来、出願日が認定されるためには、願書と共に提出される明細書は、法定の形式的要件(記載要件)を満たし、かつ韓国語のものでなければなりません(旧法 42 条)。

今回の改正では、以下の(1-1)～(1-3)のようになりました。

(1-1) 願書と共に提出される明細書には、形式的要件とは関係無く、「発明の説明」が記載されていれば、その提出日が出願日として認定されます。

(1-2) 外国語で作成した明細書を提出できる外国語書面出願制度(後述する外国語特許出願は除きます。)が新たに導入され、外国語で作成した明細書を提出した場合でも出願日が認定されます。

なお、許容される外国語は、現在は英語だけが認定されており、今後は、許容される言語が拡大される予定です。



(1-3)ただし、「請求の範囲」が記載されていない明細書を提出したり、外国語書面出願を行って、外国語で作成した明細書を提出して出願日が認定された場合には、最先の日(優先日)から1年2ヶ月以内に、「請求の範囲」や「韓国語の翻訳文」を提出しなければなりません。これらを提出しない場合には、特許出願は取り下げたものとみなされます。

これにより、従来規定されていた「請求の範囲の提出猶予制度」(法 42 条第 5 項)は廃止されます。

(1-1)及び(1-2)により、例えば、①学術論文や研究ノート等の内容をそれらの様式のまま明細書の形式に整えることなく、発明の説明中に記載した場合や、②または、外国語で作成された論文などを韓国語に翻訳することなく、「発明の説明」中に記載した場合であっても、そのように記載された明細書を願書と共に提出するだけで出願日が認定されます。

ただし、明細書が形式的要件を満たしていない場合には、形式的要件違反に関する補正対象となります。しかし、従来と異なり、「明細書が形式的要件を満たしていないこと」は拒絶理由には該当しません。

## **(2)外国語特許出願及び外国語書面出願における原文主義の導入(法 42 条の 3 第 6 項、201 条第 6 項、208 条第 3 項)**

従来、外国語特許出願では、明細書の補正は韓国語の翻訳文を基準に行われなければなりませんでした(旧法 208 条第 3 項)。また、韓国語の翻訳文の誤訳を訂正することはできませんでした。

今回の改正では、以下の(2-1)～(2-3)のようになりました。

(2-1)外国語特許出願及び新たに導入された外国語書面出願では、明細書の補正は、外国語で作成した明細書(いわゆる原文の明細書)を基準に補正できるようになります。

(2-2)ただし、外国語特許出願及び新たに導入された外国語書面出願における明細書の補正が、韓国語の翻訳文に記載された事項の範囲を超えた補正である場合には、拒絶理由に該当することが明確に規定されました。

(2-3)また、韓国語の翻訳文の誤訳を原文の明細書に記載された事項の範囲内で訂正できる誤訳訂正制度が新たに導入されました。

これらの改正に伴って、拒絶理由に該当しないように明細書の誤訳を補正する場合には、①まず、誤訳訂正制度を利用して韓国語の翻訳文の誤訳を訂正し、②訂正された韓国語の翻訳文に基づいて明細書を補正する必要があります。

また、(2-1)により、外国語特許出願の場合は、国際出願の出願可能言語(英語、日本語等)で作成された明細書を基準に補正できます。

なお、外国語特許出願及び新たに導入された外国語書面出願における明細書の補正が、韓国語の翻訳文に記載された事項の範囲を超えた補正ではあるが、原文の明細書の範囲内である場合には、実体的な問題というよりも、審査と公衆に正確な翻訳文を提供するための手続的な問題に該当するため、無効理由には該当しません。

今回の改正により、外国語特許出願及び新たに導入された外国語書面出願の韓国語への翻訳

過程で生じる誤訳又は誤記による拒絶や権利化後の不利なクレーム解釈などが防止できるものと思われま

**(3) 外国語特許出願における韓国語の翻訳文提出期限の延長を導入(法 201 条第 1 項)**

従来、外国語特許出願において、韓国に国内段階移行するためには、明細書等の韓国語の翻訳文を優先日から2年7ヶ月以内に提出しなければなりません

今回の改正では、韓国への国内段階移行の意思を表明するための書面(いわゆる国内書面)を提出し、前述の2年7ヶ月以内に所定の手続をすれば、翻訳文提出期限を1ヶ月延長することが可能となります

これにより、韓国への国内段階移行が翻訳文提出期限間近になって決定された場合であっても、翻訳文を準備する時間を確保できるようになります

**(4) 「明細書」及び「発明の説明」という用語の概念の明確化(法 42 条)**

従来、「明細書」及び「発明の説明」という用語の概念は明確には規定されていません

今回の改正では、「明細書」は「発明の説明」と「請求の範囲」とを含む概念であり、「発明の説明」は「発明の名称」と「図面の簡単な説明」と「発明の詳細な説明」とを含む概念であることが明確にされました。以下に、改正内容をまとめた表を記載します

これにより、韓国国内の特許出願で用いられる用語と、PCT 出願で用いられる用語との区別が明確になりました

区分		発明の説明部分	権利書部分
改正前	国内出願	明細書	
		発明の名称 図面の簡単な説明 発明の詳細な説明	特許請求の範囲
	国際出願	明細書	請求の範囲
改正後	国内出願	明細書	
	国際出願	発明の説明	請求の範囲

**(5) 特許権の回復要件の緩和(法 81 条の 3 第 3 項)**

従来、特許料の未納によって消滅した特許権を回復する場合には、「実施中である」特許発明の特許権が消滅された場合に限って、本来の特許料の3倍の金額を納付して申請しなければ、消滅した特許権を回復できませんでした

今回の改正では、実施中であるかどうかに関係なく(つまり、従来のような「特許発明が実施中であることを立証する」ということが不要となり)、特許料の未納により消滅した特許権を回復できるようになり、回復のために納付すべき金額も特許料の2倍の金額に減額されました

これにより、特許料の未納により消滅した特許権を回復する要件が過度に制限的であったものから緩和されました。

以 上